

「千葉市 国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の変更について

1 主旨

- 現在の国民健康保険制度では、市町村及び特別区が保険者となっているが、国民健康保険改革により、平成30年度から、都道府県もそれぞれ保険者となり、財政運営の責任主体となることが予定されている。
- この制度改革により、都道府県単位の新たな資格管理や高額療養費※1の仕組みを効率的に運営するための「国保情報集約システム」が新規開発される。
国保情報集約システムでは、個人番号と紐づけて、①被保険者の資格取得喪失年月日の情報や ②高額療養費の該当情報※の管理が、都道府県単位で行われるようになる。①は日次でデータ連携、②は月次でデータ連携。
- 国保情報集約システムの管理運営等については、都道府県内全ての市町村が、国民健康保険法第113条の3に基づき、国民健康保険団体連合会※2と平成29年夏頃までに「テスト用契約」、平成30年4月の本稼働までに「共同委託契約」を締結するものとされている。
- 以上により、平成30年4月1日以降、一部の事務において、千葉市から個人番号を含む被保険者の資格・給付情報を千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に提供することとなる。

※1 高額療養費

医療機関等に支払った一部負担金が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた額が払い戻される制度。直近12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受けている場合に自己負担限度額が引き下がる、多数回該当制度もある。国保改革により、都道府県内でこの該当回数を引き継ぐことになるため被保険者（市民）の利益が向上する。

※2 国民健康保険団体連合会

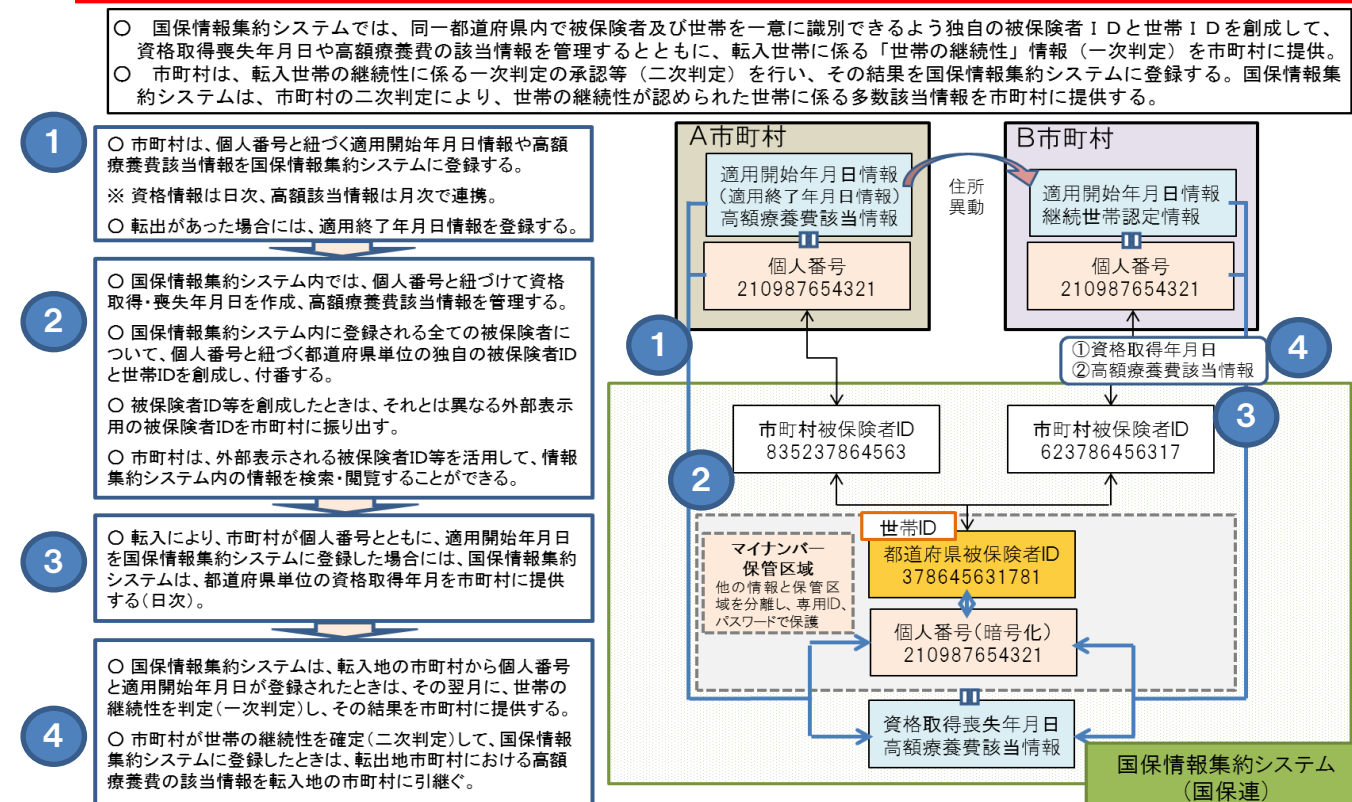
会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として設立された法に基づく公法人である。国民健康保険と同様に介護保険についても事業を行う。

2 個人番号を使用するメリット

情報集約システムで個人番号を使用することにより、県内で転出入する被保険者の本人特定や転出入日が正確に把握でき、また、資格管理の適正化にもつながる。

3 特定個人情報の提供イメージ

国保情報集約システムにおける番号利用による情報提供(イメージ)



4 評価書の変更が必要となる主な点

評価書の項目	変更内容
I 基本情報	
2 特定個人情報ファイルを取扱事務において使用するシステム (別添1) 事務の内容	国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム」という。）に関する記載を追加する。※1 給付事務（高額療養費）の図面を変更する。
II 特定個人情報ファイルの概要	
3 特定個人情報の入手・使用	国保連からの特定個人情報の入手に関する記載を追加する。
4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	委託事項として、国保連に委託する資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する保険者事務共同処理業務を追加する。※2 また、委託件数を2件から3件に変更する。 市町村被保険者ID、適用開始年月日など11項目を追加する。
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
2 特定個人情報の入手 3 特定個人情報の使用 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 7 特定個人情報の保管・消去	国保総合（国保集約）システムに関する記載を追加する。
IV その他のリスク対策	
1 監査 2 従業者に対する教育・啓発	国保総合（国保集約）システムに関する記載を追加する。

※1 国保情報集約システムは、国保総合システム等とは物理的に別の基板上に構築されるが、国保総合システムの情報資産を有効活用し、専用端末や市町村と国保連との間のネットワークを共用することとしている。

※2 個人番号を用いるのは、当該委託業務のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務等には、個人番号を用いない。

5 国保連の特定個人情報管理体制について

- 特定個人情報取扱規程および安全管理措置に係る組織体制を定めている。
- 平成29年3月 ISMS/ISO 27001 認証を取得見込。
- 特定個人情報にアクセスできるのは職務上必要な最小限の職員のみであり、アクセス権限も必要最小限とする。
- 委託契約書案はH29年4月公開に向け国がひな形を検討中。個人情報取扱特記事項同等の記載があるか確認する。
- 千葉市による内部管理体制の確認方法について、現在、千葉市(健康保険課)と協議中。

6 国保情報集約システムのセキュリティ対策について

